

官報號外 昭和二十年二月四日

○第八十六回
帝國議會

貴族院議事速記錄第八號

昭和二十年二月三日(土曜日)午前十時
五分開議

昭和二十年二月三日
午前十時開議

第一 會計法戰時特例中改正法律
案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第二 昭和二十年度一般會計歳出
ノ財源ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第三 金資金特別會計法外五法律
中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續委員長報告

第五 地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ
付金等ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續委員長報告

第六 鐵道抵當法中改正法律案
(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續委員長報告

第七 日本通運株式會社法中改正
法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續委員長報告

第八 郵便法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續委員長報告

○議長(公爵徳川閑頤君) 諸般ノ報告
ハ、御異議ガナケレバ、朗讀ヲ省略致
シマス

〔參照〕
去月三十日第六部ニ於テ豫算委員會
屋興宣君ノ補闕選舉ヲ行ヒシニ結城豊太郎君當選セリ
同日委員長ヨリ豫算委員結城豊太郎君
ヲ第一分子擔當委員ニ選定シタル旨ノ
報告書ヲ提出セリ
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願文書表(第一回報告)
外資金庫法案可決報告書
地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ
關スル法律案可決報告書
鐵道抵當法中改正法律案可決報告書
日本通運株式會社法中改正法律案可
決報告書
郵便法中改正法律案可決報告書
鐵道抵當法中改正法律案可決報告書
同日内閣總理大臣ヨリ左ノ通第八十六
回帝國議會政府委員仰付ケラレタル旨
ノ通牒ヲ受領セリ
大藏省所管事務政府委員
大藏書記官 橋田 光男君
一昨一日委員下村宏君ヲ第三分科兼務委員
ニ選定シタル旨ノ報告書ヲ提出セリ
同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員
長ノ氏名左ノ如シ
所得稅法外十六法律中改正法律案特
別委員會
委員長 伯爵林 博太郎君
副委員長 男爵稻田 昌祐君
昨二日請願委員會ニ於テ委員長ノ補闕
選舉ヲ行ヒシニ子爵加藤泰浦君當選セ
リ
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ
請願委員會特別報告書ヲ提出セリ
〔參照〕
第一讀會ノ續委員長報告
○議長(公爵徳川閑頤君) 諸般ノ報告
ハ、御異議ガナケレバ、朗讀ヲ省略致
シマス

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領
セリ
會計法戰時特例中改正法律案
同日衆議院ヨリ本院ノ送付ニ係ル左ノ
政府提出案ハ同院ニ於テ之ヲ可決シ奏
上セル旨ノ通牒ヲ受領セリ
恩給法中改正法律案
明治三十五年法律第四十九號國勢調
査ニ關スル法律ノ昭和二十年ニ於ケ
ル特例ニ關スル法律案

第五條 大東亞戰爭ニ際シ避クベカ
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ
規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得
ラザル事由アル場合ニ於テハ會計
法第八條第二項ニ規定スル歳入豫
算明細書及各省ノ豫定經費要求書
並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲
入決算明細書、各省決算報告書及
國債計算書ノ添附ヲ省略スルコト
ヲ得

第六條 政府ハ大東亞戰爭ニ際シ避
クベカラザル事由アル場合ニ於テ
ハ豫算ニ定ムルモノ、特ニ帝國議
會ノ協賛ヲ經タルモノ及會計法第
十一條ノ規定ニ依ルモノノ外國庫
ノ負擔ト爲ルベキ契約ヲ締結スル
コトヲ得

○議長(公爵徳川閑頤君) 是ヨリ本日
ノ會議ヲ開キマス、去月二十九日、正
六位勳三等内藤久寛君逝去セラレマン
タ、誠ニ哀悼ノ至リニ堪ヘマヌ、就
キマシテハ弔辭ヲ贈リタイト存ジマス、
御議異ゴザイマセヌカ
「異議ナシ」と呼フ者アリ」

○議長(公爵徳川閑頤君) 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵徳川閑頤君) 是ヨリ議事
院送付、第一讀會 石渡大藏大臣

○議長(公爵徳川閑頤君) 只今議題
トナリマシタ會計法戰時特例中改正法
律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、政府
ハ昭和十七年現行ノ會計法戰時特例ヲ
制定シ、昭和十八年其ノ範圍ヲ擴張致
シタノデアリマスガ、戰局ノ推移ニ顧
ミマシテ、更ニ其ノ範圍ヲ擴張シ、以
下諸點ノ如キ特例ヲ設クルノ必要が生
ジテ參ツタノデアリマス、第一ハ、海
軍ノ見習尉官ニ出納官吏ト同様ノ資格
ヲ與ヘ、戰時ニ於ケル海軍ノ經理事務
ノ執行ヲ一層圓滑ナラシムトスルモ
ノデアリマス、第二ニハ、戰爭災害、
通信社絶ノ避クベカラザル事故ノ
爲、歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ヲ會
計法所定ノ期限迄ニ完結シ難キ場合ニ
於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベ得ル
トト致サムトスモノニアリマス、第
三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事
由ノアリマスル併合ニ於キマシテ、總
豫算及總決算ノ添附文書ヲ省略シ得ル
コトト致サムトスモノニアリマス、第
四ハ、年度途中ニ於キマシテ、灾害
復舊ノ他避クベカラザル事案ヲ處理
スルニ際シマシテ、該經費ノ支出年
度ガ、時局ノ影響ニ依リマシテ、當該

會計法戰時特例中改正法律案
會計法戰時特例中左ノ通改正ス

第三條中「候補生」ノ下ニ「若ハ見習
尉官」ヲ加フ。

第四條ヲ第十條トシ第五條ヲ第十二
條トシ第六條ヲ第十三條トス

ラザル事故ノ爲會計法第一條第十二
項ノ規定ニ依ルコト能ハザルト
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ
規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得
ラザル事由アル場合ニ於テハ會計
法第八條第二項ニ規定スル歳入豫
算明細書及各省ノ豫定經費要求書
並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲
入決算明細書、各省決算報告書及
國債計算書ノ添附ヲ省略スルコト
ヲ得

第五條 大東亞戰爭ニ際シ避クベカ
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ
規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得
ラザル事由アル場合ニ於テハ會計
法第八條第二項ニ規定スル歳入豫
算明細書及各省ノ豫定經費要求書
並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲
入決算明細書、各省決算報告書及
國債計算書ノ添附ヲ省略スルコト
ヲ得

第六條 政府ハ大東亞戰爭ニ際シ避
クベカラザル事由アル場合ニ於テ
ハ豫算ニ定ムルモノ、特ニ帝國議
會ノ協賛ヲ經タルモノ及會計法第
十一條ノ規定ニ依ルモノノ外國庫
ノ負擔ト爲ルベキ契約ヲ締結スル
コトヲ得

○國務大臣(石渡莊太郎君) 只今議題
トナリマシタ會計法戰時特例中改正法
律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、政府
ハ昭和十七年現行ノ會計法戰時特例ヲ
制定シ、昭和十八年其ノ範圍ヲ擴張致
シタノデアリマスガ、戰局ノ推移ニ顧
ミマシテ、更ニ其ノ範圍ヲ擴張シ、以
下諸點ノ如キ特例ヲ設クルノ必要が生
ジテ參ツタノデアリマス、第一ハ、海
軍ノ見習尉官ニ出納官吏ト同様ノ資格
ヲ與ヘ、戰時ニ於ケル海軍ノ經理事務
ノ執行ヲ一層圓滑ナラシムトスルモ
ノデアリマス、第二ニハ、戰爭災害、
通信社絶ノ避クベカラザル事故ノ
爲、歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ヲ會
計法所定ノ期限迄ニ完結シ難キ場合ニ
於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベ得ル
トト致サムトスモノニアリマス、第
三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事
由ノアリマスル併合ニ於キマシテ、總
豫算及總決算ノ添附文書ヲ省略シ得ル
コトト致サムトスモノニアリマス、第
四ハ、年度途中ニ於キマシテ、灾害
復舊ノ他避クベカラザル事案ヲ處理
スルニ際シマシテ、該經費ノ支出年
度ガ、時局ノ影響ニ依リマシテ、當該

第三種郵便物認可
明治二十五年二月三十一日

一條第二項ニ規定スル期限又ハ第
四條ノ規定ニ依リ繰延ベラレタル
期限迄ニ其ノ金額判明セザルモノ
アリタルトキハ之ヲ其ノ判明シタ
ル日ノ屬スル年度ノ歳入又ハ歳出
ニ組入レ整理スルコトヲ得

第二十七條又ハ前條ノ規定ニ依リ
翌年度ニ繰延シタル經費ニシテ當
該年度内ニ避クベカラザル事故ノ
爲支出ヲ終ルコト能ハザルモノア
リタルトキハ之ヲ更ニ其ノ翌年度
ニ繰延シ使用スルコトヲ得

第十一條 大東亞戰爭ニ際シ會計法
會計法戰時特例中左ノ通改正ス

第四條 大東亞戰爭ニ際シ避クベカ
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ
規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得
ラザル事由アル場合ニ於テハ會計
法第八條第二項ニ規定スル歳入豫
算明細書及各省ノ豫定經費要求書
並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲
入決算明細書、各省決算報告書及
國債計算書ノ添附ヲ省略スルコト
ヲ得

第五條 大東亞戰爭ニ際シ避クベカ
キハ勅令ノ定ムル所ニ依リ同項ニ
規定スル期限ヲ繰延ブルコトヲ得
ラザル事由アル場合ニ於テハ會計
法第八條第二項ニ規定スル歳入豫
算明細書及各省ノ豫定經費要求書
並ニ同法第二十五條ニ規定スル歲
入決算明細書、各省決算報告書及
國債計算書ノ添附ヲ省略スルコト
ヲ得

第六條 政府ハ大東亞戰爭ニ際シ避
クベカラザル事由アル場合ニ於テ
ハ豫算ニ定ムルモノ、特ニ帝國議
會ノ協賛ヲ經タルモノ及會計法第
十一條ノ規定ニ依ルモノノ外國庫
ノ負擔ト爲ルベキ契約ヲ締結スル
コトヲ得

○國務大臣(石渡莊太郎君) 只今議題
トナリマシタ會計法戰時特例中改正法
律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、政府
ハ昭和十七年現行ノ會計法戰時特例ヲ
制定シ、昭和十八年其ノ範圍ヲ擴張致
シタノデアリマスガ、戰局ノ推移ニ顧
ミマシテ、更ニ其ノ範圍ヲ擴張シ、以
下諸點ノ如キ特例ヲ設クルノ必要が生
ジテ參ツタノデアリマス、第一ハ、海
軍ノ見習尉官ニ出納官吏ト同様ノ資格
ヲ與ヘ、戰時ニ於ケル海軍ノ經理事務
ノ執行ヲ一層圓滑ナラシムトスルモ
ノデアリマス、第二ニハ、戰爭災害、
通信社絶ノ避クベカラザル事故ノ
爲、歳入歳出ノ出納ニ關スル事務ヲ會
計法所定ノ期限迄ニ完結シ難キ場合ニ
於キマシテ、其ノ期限ヲ繰延ベ得ル
トト致サムトスモノニアリマス、第
三ハ、戰爭災害等ノ避クベカラザル事
由ノアリマスル併合ニ於キマシテ、總
豫算及總決算ノ添附文書ヲ省略シ得ル
コトト致サムトスモノニアリマス、第
四ハ、年度途中ニ於キマシテ、灾害
復舊ノ他避クベカラザル事案ヲ處理
スルニ際シマシテ、該經費ノ支出年
度ガ、時局ノ影響ニ依リマシテ、當該

瓦ルコトニ相成ルモノカ又ハ翌年度ニ
ヲ生ズル状況ガアリマスノデ、會計法第
十一條ノ規定ニ依ル契約ノ場合ノ如
キ、經費支出年度ノ制限ヲ伴ハザルトス
算外契約ヲ締結シ得ル時又開カムトス
ルモノナドアリマス、第五ハ、避カムベカラ
ザル事故ノ爲、翌年開會ノ帝國議會
ノ常會ニ總決算ヲ提出シ得ザル場合ニ之
於キマシテハ、翌々年開會ノ常會ニ之
ヲ提出シ得ルコト致サムトスルモノ
ニアリマス、第六ハ、戰爭災害ニ因リ
マスル帳簿、證屬書類等ノ滅失、其ノ
他避クベカラザル事故ノ爲、會計法所
定ノ様式ニ依リマスル決算ヲ調製スル
コトガ困難ナ場合ニ於キマシテ、特別
ノ様式ニ依リマシテ決算ヲ調製シ得ル
コトト致サムトスルモノナドアリマス、
第七ハ、避クベカラザル事故ノ爲、所
定ノ期限迄ニ、其ノ金額判明致シマセ
リ繰越シマシタ經費ガ、當該繰越セラレマ
ニ於ケル會計法上ノ特例ヲ設ケムトス
ルモノナドアリマス、第八ハ、會計法又
ハ會計法戰時特例ノ規定ニ依リマシテ、
又歳入金又ハ歳出金ヲ生ジマシタ場合
シタル年度内ニ於キマシテ、避クベカラ
ザル事故ノ爲再び支出済トナラナイ
場合ニ於キマシテハ、更ニ一年度ヲ限
ヘ繰越コトヲ希望致シマス
○子雲戸遷正己君　只今議題トナリマ
シタ會計法戰時特例中改正法律案ハ、
昭和二十年度一般會計支出ノ財源ニ充
ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案
外一件ノ特別委員ニ併託セラレムコト
ノ動議ヲ提出致シマス
○子雲秋田重義君　賛成

○議長(公爵徳川閑順君) 日程第一
昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ充
ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律案
日程第三、金資金特別會計法外五法律
中改正法律案政府提出衆議院送付
第一讀會ノ續、委員長報告、是等ノ兩
案ヲ一括シテ説題ト爲スコト御異議
ゴザイマセスカ

〔異議ナンント呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川閑順君) 御異議ナイ
ト認メマス、委員長侯爵徳川義親君

昭和二十年度一般會計歳出ノ財源
ニ充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關ス
ル法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報候也

昭和二十年一月三十日

委員長(侯爵徳川義親)

貴族院議長(公爵徳川閑順殿)

金資金特別會計法外五法律中改正
法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報候也

昭和二十年一月三十日

委員長(侯爵徳川義親)

貴族院議長(公爵徳川閑順殿)

○侯爵徳川義親君 只今上程サレマシ
タ昭和二十年度一般會計歳出ノ財源ニ
充ツル等ノ爲ノ公債發行ニ關スル法律
案外一件付キマシテ、既に特委員會ニ
ケル審査會付後立結果ヲ報告致シ
マス、委員會ハ先月二十九日及三十日
ノ兩日ニ瓦リ開會致シマシテ、光沢政
府委員ヨリ兩法律案ノ提案理由ノ説明ヲ
聽取致シマシタ後、直チニ審査ヲ開始
致シ専門審議ヲ遂ガタ次第ゴザイマ
ス、兩法案提出ノ趣旨並ニ其ノ内容ノ
要點ニ付キマシテハ、既ニ本議場ニ於
キマシテ政府當局カラ詳細説明ガゴザ
イマシタノデ、茲ニハ省略致シマシテ、
直チニ委員會ニ於ケル質疑盤答中ノ主
ナル問題ニ付キマシテ、其ノ要點ヲ御
紹介申上ダタイト思ヒマス、先づ毎年
度公債發行額及其实定額ニ比シ相

當減少シテ居ルノハ、無用ノ經費ヲ豫算ニ計上シタ結果、決算上多額ノ不用額ヲ生ジタノデナナイカ、トノ質疑ニ對シマシテ、公債ノ殘行額ハ必要ノ最小限度ニ止ムベキハ申ス迄モナイ所デアリマスノデ、毎年度未近クニナリマシテ、當該年度ノ決算見込額ヲ調査シ、歲出財源ニ餘裕ガアリマス場合ニシテ、歲入財源ニ差控ガアリマス場合ニシテ、其ノ限度ニ於て公債額行額ヲ差控ヘル方針デアル、其ノ結果、毎年度ノ公債額行額ニ比較致シテ、當該額ヲ生ジテ居ルノデアル、歲入ノ見積ハ確實ナルコトヲ要スルガ、決算ニ於テ若干ノ自然増收ガアルコトハ已ムヲ得ナイコトデアル、又戦局ノ推移ニ依リ若干ノ不用額ヲ生ズルコトモ亦已ムヲ得ナイ所デアリテ、無用ノ經費ヲ豫算ニ計上シタ爲ニ生ズルノデハナイト思フ、ト云フ答度以來、年々八千萬圓位ノ増加ヲシテ來タガ、昭和二十年度ニ於テハ減少シテ居ル、其ノ理由ハ、恩給受給者ノ中出征シタ者ガ増加シタコト、新タナル年金額ノ必要ヲ見ズ一時賜金トナツコトデアル、第三ハ遺族扶助料制ノコトデ、調査其ノ他ノ關係カラシ化ノ狀況、一般公衆ニ持タセタ比率、シ豫算ニ據込マナイコトハ絶對のデナクテ、若シ必要ヲ見ルナラバ、次回議會ニ於テ追加豫算トシテ提出シタイ、ト云フ答テゴザイマシタ、次ニ公債消額ノ状況、一般公衆ニ持タセタ比率、並ニ貯蓄及ビ本債ノ割當方法等ニ關スル質疑ガゴザイマシタ、之ニ對シマシテ、公債ノ消化率ハ、昭和十四年度以來ノ平均額ヲ見マスト、九十二・二パーセント」ニナリ、成績ハ大變ニ良イ、一般

公衆ニ對スル公債消化ニ付テハ、最近
證券ノ印刷ガ困難ナル爲ニ國債貯金
トシテ消化サセテ居ルガ、其ノ割合ハ
百六億九千七百萬圓デ、一割三分八厘
ノ比率ヲ示シテ居ル、時蓄ノ割合ニ付テハ、
ニ付テハ、職域貯蓄カ又ハ地域貯蓄カ、
何レカニ一本化スル問題、及ビ割當ノ
基準ヲ如何ニスルカ等ノ問題デナリ
ガ、之ヲ一本化スルコトハ出來ナイル
ガ、差當ア調整ヲ圖ツテ行キタイト思
フ、是等ニ關シテハ半般來貯蓄端強密
査委員會ニ於テ具體的施策ヲ研究申テ
アリ、各地域ニ委員會ヲ設ケテ各地域
ノ實情ニ即應スルヤウ、所得ノ増減ニ
應ジテ貯蓄ノ負擔ヲ適正ナラシメルヤ
ウ努力シテ行キタイ、トノ答辯デゴザイ
マシタ、次ニ「インフレーション」問題
ニ關シマシテハ、國家資金ノ放出ガ増
大スルニ伴ヒ「インフレーション」ノ大キ
ナキヤ、今回ノ增税ニ依ツテハ新興所
得階層ノ浮動購買力ノ捕捉ガ不十分デ
ハナイカ、物資ノ不足ニ伴ヒ闇取引ガ増
加シテ、「インフレーション」ノ大キ
ナ原因ヲ成シテ居ルト思フガ、是ハ國
民ノ最低生活保障ガ出來テ居ナイカラ
デハナイカ、等ノ質問ニ對シマシテ、
戰時財政ハ租稅收入ノミツ以テ賄フコ
トガ出來ナインオデ、公債ノ多額發行ト
云フコトニナル、物價及ビ貢金ノ騰貴
モ戰時ニ於テハ已ムヲ得ナイ、通貨膨
脹モ亦戰時經濟ノ特徴デアルガ、政府
トシテハ出來得ル限り、是等ノ傾向ヲ
抑制スルヤウ努力シテ居ル、先づ資金モ
放出ニ付テハ戦爭ノ必要限度ニ止メ
ルコト、放出サレタ資金ニ付テハ其ノ
回収ニ努メタイ、「インフレーション」
ニ付テハ、今日ニ於テハ金ノ面ヨリモ
寧ロ物ノ面ヲ大イニ考慮シナケレバナ
ラナイオデ、特に食糧增產ノ爲ニハ、有
ラユル方策ヲ講ジテ行ク積リデアル、
其ノ他議題ノ問題、價格ノ問題、資金モ
ノ問題等、各方面ニ亘ツテ綜合的施策
ヲ講ジ、戰時經濟秩序ヲ維持シテ行ク
方針デアル、尙自由勞務者ニ對スル課
稅ニ付テハ、實際問題トシテ極メテ困

難デアルガ、是ハ當然課算サレルベキモノデアル、之ニ付テハ今度出来得ル限り調査ヲ進メテ行キタイト思フ、ト云フ答辯デゴザ、マシタ、尙「インフルガ、如何、ト云フ」質疑ニ對シマシテ、レーライソン」問題ニ關聯致シマシテ、將來支那カラ日本ニ引揚ゲテ來ル人々支那ノ金ヲ相當持ツテ來ルトシタラ、日本ノ通貨ガダブツクダラウト思ハレ制限ヲ定メテ居ルカラ心配ハナイト思フ、尙現地ニ於テハ預金制ヲ設ケテ、之ニ應シナイ者ニハ資金ノ引把ゲラ認メナイコトシ内地ニ於テハ各種ノ公債ヨ買ハセルトカ、或ハ一宗期間ノラ國庫金トシテ止メテ置ケトカ、色々ノ施策ハアラウト思フ、ト云フ答辯デアリマシタ、以上ノ外ニ産金ノ問題、却鮮ニ於ケル補給金及米穀事情、其ノ他ニ關シ相當重要ナル質疑諸容方行ハレマシタガ、詳細ハ速記錄ニ依ツテ御警ニナツテ戴キタイト思ヒヤス、斯クシテ討論ニ移リマシテカラ、一委員ヨリ賛成意見ノ開陳ガゴザイマシテ、採決ノ結果、全會一致ヲ以テ政府原案通り可決スベキモノノ決定致シマシタ、右簡単ニ御報告申上げマス。

讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、
全部ヲ問題ニ供シマス、兩案全部、委
員長ノ報告通りテ御異議ゴザイマセヌ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○議長(公爵徳川閑順君) 御異議ナイ
ト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵村家治君 賛成
○讀長(公爵徳川閑順君) 西大路子爵
ノ勸議ニ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○讀長(公爵徳川閑順君) 御異議ナイ
ト認メマス
○議長(公爵徳川閑順君) 兩案ノ第三
讀會ヲ開キマス、兩案全部、第二讀會
ノ決議通りテ御異議ゴザイマセヌカ
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
○讀長(公爵徳川閑順君) 御異議ナイ
ト認メマス
○讀長(公爵徳川閑順君) 日程第四、
外資金庫法案 政府提出、衆議院送付
第一讀會ノ續、委員長報告、委員長男
爵東郷安君
○貴族院議長公爵徳川閑順殿 安
昭和二十年一月三十一日
委員長 男爵東郷 安
〔男爵東郷安君登場〕
○男爵東郷安君 外資金庫法案ニ關ス
ル特別委員會ノ經過並ニ結果ニ付テ御
報告申上ゲマス、委員會ハ去月二十
九日成立以來、茲ニ三回慎重審議ヲ遂
ゲマシタ、例ニ依リマシテ最初政府ヨ
リ法案案ノ内容ニ付キマシテ説明ガアリ
マシタ、其ノコトハ、既ニ本會議ニ於
テ大藏大臣ヨリ御説明ニ相成リマシタ
コト大同小異デアリマスカラ、茲ニ
ハ省略致シマス、質疑ノ内容ニ付キマ
シテ、二三御紹介申上ゲマス、本法ノ

第一條ニ、本金庫ノ目的ト致シマシテ、外資金ノ調達運用ヲ爲スコトヲ目的トス」ト書イテゴザイマス、其ノ第十四條ニ、本金庫ノ業務ト致シマシテハ、主務大臣ノ定ムル預り金、貸付金、並ニ當然ノ結果ト致シマシテ、借入金、主務大臣ノ定ムル價格ノ調整ニ關スル業務、及ビニ附帶スル業務、ト云フヤウニ書イテゴザイマス、サウンシテ此ノ借入金ト申シマスノハ、既ニ前年カラノ豫算ニ計上サレタル項目デアリマシテ、他ノ南方開發金庫等ノ機關ガ之ヲ取扱ツテ居リマス、ヨコデソレ等ノ既ニ政府ニ貸上げタル貸上金ハドウナルコトニ相成ル豫定デアル、ト云フ答辯ノカ、ト云フ質問ガ第一デアリマス、之ニ對シマシテ政府ハ、大體ソレ等ノ借入金ハ今後此ノ金庫ガ肩替リヨスルデアリマシタ、然ラバ此ノ南方開發金庫ハ今後ソレ等ノ點ニ付テドウスルノカ、ト云フ質問ニ對シマシテ、今迄直接ニ政府へ貸上げテ居ツタ金ハ、此ノ新シ以外資金庫ヲ通ジテ貸上ゲルコトニ相成ルガ、南方金庫本來ノ業務ハ其ノ儘繼續サセル積リデアル、ト云フ答デアリマシタ、次ニ法ノ第十五條ニ「外資金庫ノ目的達成上必要ナル業務」云々ト書イテアルガ、是ハドウ云フ意味アルカ、ト云フコトデアリマシタガ、ソレハ只今具體的ニドウト云フ事項ヲ考ヘテ居ラナイケレドモ、戰局ノ推移、事態ノ變化如何ニ依ツテハ、今後種種ナ事柄ヲ考ヘテノデアルカラ、茲ニ豫メ用意ノ爲ニ一條ヲ設ケテアルノダト、斯ウ云フ説明デアリマシタ、次ニ此ノ金庫ハ必ずシモ専任ノ役員ヲ置カナイト云フコトデアルガ、若シ果テ、政府ハ、左様ナ場合合ヲ考慮致シテ、各地域別ニシレバノ分野ヲ定メテアリ地ニ於テ取扱ハシムル各金融機關相互カルカラ左様ナ心配ハナイト確信スル、

ト云フ答辯デアリマシタ、更ニ此ノ外資金庫ノ監督ニ關シマシテ、主務大臣ハ大藏大臣アル、併シ事業ノ性質若シクハ活動ノ地域等ヨリ考ヘマスト、大東亞省始メ其ノ他ノ官廳ヲシテ關係セシム必要ナキヤ、ト云フ質問デアリマシタガ、ソレハ政府トシテモ當然考ヘテ居ル所アルガ、其ノ場合ニ於テハ、事前ニ各省ノ協議會ヲ設ケテ、慎重審議ヲシテ、萬遺憾ナカラシムル積リデアル、ト云フ答辯デアリマシタ、次ニ本金庫ノ損失ハ結局政府ニ於テ補償スルト云フ規定ガアル以上、當然會計検査院ガ決算検査ラスルト思ハレルガ、尙事業年年度進行中ニ於テ實地検査ラスル必要モアルト思ハレルガ所見如何、ト云フ御尋ニ對シマシテ、固ヨリ政府ハ會計検査院トハ常ニ密接ナル關係ヲ保ツ所存アル、ト云フ答辯デアリマシタ、最後ニ、支那方面ニ於ケル「インフレ」ノ激化ハ著シイモノデアルガ、若シ此ノ金庫ヲ設ケルコトニ依ツテ更ニ拍車ヲ掛ケル虞ハナキヤ、ト云フ質問ニ對シマシテ、本金庫ノ設置ト、支那其ノ他ノ方面ニ於ケル「インフレ」ノ進行トハ何等關係ハ無、イノデアルガ、併シナガラ政府ニ於テモ此ノ問題ニ付テハ重大ナル關係ヲ持ツテ居ル（從ツテ事情ノ許ス限り、此ノ方面ニ於ケル「インフレ」ノ進行ニ對シテハ有ラエル努力ヲ以テ抑制スルヨコトニ注意ヲ致シテ居ル）又支那方面其ノ他ニ於ケル「インフレ」ノ進行ガ、内地ニ對シテ惡影響ヲ及サザラシムル爲ニハ目下萬全ノ策ヲ講ジツツアリ、現ニ既ニ諸種諸般ノ方策ヲ講シテ、アルノデアル、ト云フコトニ對ノ他會議ニハ屢々速記ヲ止メマシテ、本金庫設立ノ曉ニ於キマスク之ガ運用ニシテ詳細ナル御説明ガアリマシタ、アツカノデアリマスルガ、是ハ速記ヲ關シマシテノ政府ノ意圖計畫ノアル所ヲ詳細ニ陳述サレ、今後軍事費豫算ノ執行ニ關シマシテ、在外資金ノ操作運營ニ關シマシテ、種々詳細ナル説明ガ止メマシテノ間容デアリマスノデヒ

席ニ於テ御紹介申上ゲル自由ヲ有シマ
セヌコトハ甚ダ遺憾ト致ス所デアリマ
ス、斯ク致シマシテ討論ニ入り、次イ
デ採決ヲ致シマシタ處、全會一致ヲ以チ
マシテ本案ハ可決スベキモノナリト決定
致シマシタ、此ノ段御報告申上ゲマス
○議長（公爵徳川閔順君）別ニ御發言
モナケレバ、本案ノ採決ヲ致シマス、
本案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴ
ザイマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川閔順君） 御異議ナイ
ト認メマス

○議長（公爵徳川閔順君） 本案ノ第二
二讀會ヲ開キマス、御異議ガナケレバ、全
部ヲ問題ニ供シマス、本案全部委員長
ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川閔順君） 御異議ナイ
ト認メマス

○議長（公爵徳川閔順君） 本案ノ第三
三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 贊成

○議長（公爵徳川閔順君） 御異議ナイ
ト認メマス

○議長（公爵徳川閔順君） 直チニ本案ノ第
二讀會ヲ開キマス、御異議ゴザイマセヌカ
〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川閔順君） 御異議ナイ
ト認メマス

○議長(公爵德川閑順君) 日程第五、
地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ關
スル法律案、日程第六、鐵道抵當法中
改正法律案、日程第七、日本通運株式
會社法中改正法律案、日程第八、郵便
法中改正法律案、政府提出、衆議院送
付、第一讀會ノ續、委員長報告、是等
ノ四案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御
異議ゴザイニセヌカ
○議長(公爵德川閑順君) 御異議ナイ
ト認メマス、委員長伯爵二荒芳德君
ニ關スル法律案
地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ
關スル法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
鐵道抵當法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月三十一日
委員長 伯爵二荒 芳德
貴族院議長公爵德川閑順殿
日本通運株式會社法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月三十一日
委員長 伯爵二荒 芳德
貴族院議長公爵德川閑順殿
郵便法中改正法律案
右可決スヘキモノナリト議決セリ依
テ及報告候也
昭和二十年一月三十一日
委員長 伯爵二荒 芳德
貴族院議長公爵德川閑順殿
〔伯爵二荒芳德君登壇〕

於キマス大臣ノ御説明ニ略、大同小異デ
ゴザイマスノデ、直ニニ質疑應答ノ狀
況ヲ御報告申上ゲタイン存ジマス、先ツ
地方鐵道及軌道ニ於ケル納付金等ニ關
スル法律案アゴザイマスガ、此ノ法律
案ハ、大東亜戰爭ニ際シマシテ運賃調
整ノ爲ニ、地方鐵道及軌道ニ於テ實施
シテ居リマスノ運賃ヲ變更シテ、其
ノ利益金ヲ政府ニ納付致サセマスト同
時ニ之ヲ財源ト致シマシテ、地方鐵
道及軌道ノ輸送力ノ確保增强ヲ圖ル爲
ニ補助ヲスルト云ニ度ゴザイマス、或委
員カラ、ドウカ内函ニ付テ之ヲ使用
シテモ改善ヲ要スルモノガ多々アル、
更ニ又斯ウ云フ改良ノ爲ニハ、色々ト
經營者ヲ激勵スル必要ガアルノデ、此
等會社線ヲ國策ニ順應セシメタイ考デ
アル、又施設其ノ他從業員ノ待遇ニ關
タル、尙質問カラハ、新タニ此ノ補助
金ヲ與フルガ爲ニ、特ニ經營者ニ干渉
ヲ試ムルヤウナコトハナイカ、ト云フ
質問ニ對シマシテハ、政府ハ斯カル意圖
ノナイトヲ説明サレマシタ、更ニ或委
員カラハ、新付金ハ國稅滞納額分ノ例ニ
依ツテ先取特權ノ順位ヲ決メナケレバナ
テスト思フヘドウ云フ風ニ之ヲ拔フカ、
ト云フ質問ニ對シマシテハ、是ハ國稅
ニ次グモノトシテボガ、其ノ順位ハ、
澤山人アル時三ハ金額ヲ分スル、ト云
フ説明デゴザイマンタ、更ニ他ニ委員
カラハ、第二條ニ地方鐵道及軌道納付
金委員會ト云モノガ提案サレチ居ル
ガ、斯ウ云フモノガ果シテ必要デアル
カドウカ、ト云フ質問ニ對シマシテハ、
此ノ納付金ノ運用ニ關シテハ最ニ適正
ヨ期シナケレバナラナイ、從ツテ十分
ニ此ノ委員會ニ於テ民間ノ事情モ聽
キ過チノナイコトヲ期シテ居ルノデ
アル、殊ニ異議ノ申立、行政訴訟、又
訴願ノ方法ガナイカラ、此ノ委員會ハ
非常ニ必要デアルト思フ、ト云フ答辯
デゴザイマシタ、更ニ其ノ委員カラ、

委員會ノ人選ハ頗ル嚴電ナルコトヲ要スルト思フ、或ハ從來斯カル種類ノ委員會ニハ、兎角特別ノ利害關係ヲ持ツハ十分ノ注意ヲシテ費ヒタイ、ト云フ附加ハガゴザイマシタ、更ニ或委員カノ議員選舉等ニ觸レテモ利益ヲ得ルヤウナ立場ヲ持ツ者ガ入ルト云フコトガアツタヤウニ思フガ、斯クノ如キコトハ十分ノ注意ヲシテ費ヒタイ、ト云フシテ、極力凡方に付テハ努力ヲシテ、アルト云フ御説明ト、竝ニ其ノ實體、ドウスルノデアル云フコトニ對、詳ニ答覆ヲ求メラレマシタニ、對シテ、アルカト云フ質問ガゴザイマシタ、アルカト云フ御説明ト、竝ニ其ノ實情ヲ細カク政府ガ答辯ヲ致シマシタ、更ニ地方鐵道ノ國有化ニ付テ本年度ノ計畫ハアルカト云フ質問ガゴザイマシタ、アルカト云フ御説明ト、竝ニ其ノ實情ヲ細カク政府ガ答辯ヲ致シマシタ、更ニ或行フト云フ考ニ付テハ具體化ハシテ居レヌガ、官私一體化ト云フコトガ軍ノ生產ノ勃興カラ必要アルカラ、或ハ買收ノ場合モ生ズルカモ知レナイ、ト云フ御説明デゴザイマシタ、更ニ或一委員カラ、世界ノ模範鐵道ト迄謂ハシテ居レタ之ニ付テ質サレマシ、政府ハ熟練勞務者ノ徵用、又從業員ヲ鍛成スル暇ナニヨト、又年少ノ從業員、又婦女子ガ入ルト居ノデ、甚ダ遺憾ナ點ハアルガ、十分ニ補正スルカト云フ點ハアルテ質サレマシ、政府ハ熟練勞務者ノ徵用、又從業員ヲ鍛成スル暇ナニヨト、又シタ、同時ニ委員カラハ、是等ノ人々ニ對スル同情ノ御言葉モゴザイマシタ、此ノ法律案ハ、抵當權ノ設定ノアリマス勅道ヲ地方鐵道ニ繋更シタ場合ニ於ケル當該抵當權ノ繩更ニ關スル手續ヲ簡素化スル爲ニ改正スルモノデゴザイマス、之ニ關シマシテ或ル委員カラハ、立法

ノ體裁ト致シマシテハ、本法ト明治四十二年法律二十八號ニアル規定ト云フモノヲ綜合シテハドウデアルカ、ト云フ質問ニ對シマシテ、政府當局カラハ、軌道ニハ馬匹、厩舎等ノモノガアツテ之ヲ抵當トスルコトノ規定モアルシ、又種々ノ理由カラ別ノ扱ヒヨシテ居ルガ、併シ是ハ更ニ研究ヲスベキ問題アルカ、ト云アラウト云フ答辯デゴザイマシタ、更ニ他ノ委員カラ、改正法律案ニ依ツテ、軌道カラ地方鐵道ニ變更シタ場合ニ、此ノ權利義務ノ溯及ト云フモノヲ認メルカ、ト云フ質問ガゴザイマシタ、是ハチヨツト云谷ガ細カイコトニリマヌノデスガ、要スルニ政府ノ答辯ト致シマシテハ、地方鐵道ニ變更シタ場合ニモ尙財團抵當ノ手續關係ガ未整理デアル場合ニ、其ノ恩惠ニ浴セシメル考デアルト、斯ウ云フ答辯デゴザイマシタ、次ニ日本通運株式會社法中改正法律案ニ移リマシテ、質疑ヲ繼續テ致シマシタ、此ノ法律案ハ、日本通運株式會社ノ發行スル社債ノ全額ニ付テ政府ニ於テ其ノ元利支拂ノ保證ヲ爲シ得ルコト致シマシテ、小運送力ノ整備擴充ニ必要ナル資金ノ調達ヲ圓滑ナラシメヨウトスル爲ノ法律案デゴザイマス、此ノ法律案ニ付キヤシテハ、速記ヲ止メマシテ種々應答ヲ致シマシタヘキ、多クシテ上ゲルモノガゴザイマセヌガ、或委員カラハ、此ノ投資金額、運輸ノ資材、ノ種類、連絡等ニ付テ質疑ガゴザイマシタ、又小運送ノ開闢ニ工場疏開等ニ付キヤシテ色々ト質疑ガゴザイマシタコトヲ申加ヘテ置キマス、次ニ郵便法中改正法律案ニ付キヤシテ、質疑ノ状況ヲ申上ゲタイト存ジマス、此ノ郵便法ノ改正ノ理由ハ、戰時通信事業運營ノ必要ニ應ジマシテ、併セテ國家財政ニ寄與スル目的ヲ以テ郵便料金ヲ引上ゲルト云フノガ、其ノ骨子デゴザイマス、或委員カラ、此ノ法律案ハ可ナリ大幅ノ値上デアツテ、國民ハ之ヲ負擔スルコトニ依ツテ間接ニハ軍費ヲ獻出ルト云フコトデアルカラ、異議ハナマス、或委員カラ、此ノ法律案ハ可ナリ等デアラウガ、ドウモ臨時軍事費ニ繰入レル額ヨリモ、事業運營費三割合

多く割いて居ル、斯ウ云づ點ハ甚だ實同シ難イヤウニモ思ハレル、ト云フ質問ガゴザイマシタハ是ハ政府委員カラハ、此ノ内容ニ付キマシテハ、或ハ事業經營或ハ運營ノ諸経費ニ付テ、本豫算及追加豫算ニ一團トシテ經理ガシテアルノデ、增收額ノミヲ切離シテ使途ヲ明細ニ説明スルヨトハ困難デアル、大體ノ目標トシテ參考資料ヲ差上ゲテ御了承ヲ願ヒタイト云フ説明デゴザイマシタ、更ニ先般モ郵稅ハ値上ゲサレテ甚ダ一般ノ國民ハ不便ヲ感ジタ、ソレハ十分ナル準備ガナカツタ爲ニ、或ハ切手ガ足リナイトカ、或ハ葉書ガナカツタ力カ、勿常ニ手際ナコトデアツタガ、今度ハサウ云フコトニ付テ萬全ヲ期シテ居ラレルカ、ト云フ質問ニ對シテ、當局カラハ、誠ニ思ハザル行違ヒヲ生ジテ殘念デアツタガ、今回ハ十分シタノニ對シ、斯クノ如キ嚴時ニ於ニ分準備ガシテアルト云フ御話デアリマシタ、更ニ郵便局從業員ノ取扱ガ不深切ナ點ニ付テモ、質問者カラ附加ヘ獨立シタ一省ニスル方ガ宜イト思フガ如何デアラウカ、ト云フ點ヲ質サシマレマシタ、更ニ或委員カラハ、運輸通信省ノ外局トシテ通信院ガアル現在ノシタノニ對シ、斯クノ如キ嚴時ニ於ニ一省ヲ新設スルコトハ、誠ニ慎重考慮スベキ問題テアルト思フ、デアルガ、此ノ際諸般ノ情勢ヲ考慮シテ研究ヲ致サウト云フ答辯デゴザイマシタ更ニ或委員カラ、通信從業員ノ待遇ト鐵道從業員ノ待遇トヲ對比致シマスト、ドウモ前者卽チ通信從業員ノ方ハ、鐵道從業員ヨリモノ待遇ニ於テ稍、足らずナイヤウニモ思ハレルガ如何デアルト云フコトデゴザイマシタガ、之ニ對シテ政府ハ、諸種ノ方面ニ於テ其ノ傾キハナイトモ言ヘナイガ、併シ是等ニ付テハ逐次改善ノ方法ヲ執リタインテ、討論ニ入スマシタガ、一委員カラ、此ノ四ツノ法案ニ對シテハ贊意ヲ述べ